

熊本県監査委員公告第2号

平成14年5月14日から平成14年7月26日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年3月19日

熊本県監査委員	寺	嶋	建
同	山	本	孝
同	八	浪	行
同	吉	本	児

監査対象機関等	監査執行年月日		報告公表事項	改善措置結果
	報告公表年月日	報告公表年月日		
宇城地域振興局	平成14年7月18日 ～19日		<p>果税の未収金(163,737,168円)に ついて、引き続きその解消に努める こと。</p>	<p>滞納者と積極的に接触を図り、催告を強化し、催告に応じ ない者については差押ええを行う等滞納処分を強方に推進 し、未収金の解消に努力している。</p>
	平成14年10月28日		<p>農業改良資金貸付金償還金等の未引 収金(7,320,256円)について、引 き続きその解消に努めること</p> <p>※内訳 ①道路占用料 151,674円 ②河川敷占用料 53,040円 ③港湾区域占用料 310,350円 ④工事契約違約金 1,428,000円 ⑤知的障害者保護費負担金 74,100円 ⑥生活保護費返還徴収金 506,092円 ⑦農業改良資金償還金 4,797,000円</p>	<p>①～③の道路、河川、港湾区域占用料の未収金については、 訪問、電話、文書による督促を継続して実施し、未収金の徴 収に努めている。また、行方不明の滞納者についても、所在 調査等を継続して行っている。 なお、①の道路占用料については、8月に全額納入済み。 ④は、工事受託者が契約締結後に破産し、現在、東京地裁 にて破産事件が進行中のため、その推移を見守っている。 ⑤、⑥の知的障害者保護費負担金及び生活保護費返還徴収 金については、納入について督促を継続して行っている。 なお、11月末現在⑤については全額納入済み。⑥につい てはその後32,000円収入し、残り、474,092円が未納。 ⑦の農業改良資金償還金については、現在、2件2,353 千円については、個別訪問指導の実施等により、回収済み。 残り11件(2,444千円)については、平成11年の台風によ る影響や市場価格の低迷により、当初計画どおりの収量及 び収入が確保できなかつたことから、滞納となつた。 監査後においても、9月及び11月に経営改善指導を実施 するなど、関係機関と連携し、未収金の回収に努めている。</p>

監査対象機関等	監査執行年月日		報告公表事項	改善措置結果
	報告公表年月日	報告公表年月日		
玉名地域振興局	平成14年6月24日 ～26日		県税の未収金(190,225,687円)について、引き続きその解消に努めること。	<p>「平成14年度県税確保強化対策実施計画」を策定し、滞納繰越分整理強化期間(6月から8月)において滞納繰越事案についての処分状況等の再検討を行い、滞納繰越額の圧縮を図った。</p> <p>今後も滞納者との接触交渉をさらに強化し、未収金を解消するとともに、厳正な滞納処分の徹底に努める。(税務課)</p>
	平成14年10月28日		道路占有料等の未収金(10,428,654円)について、引き続きその解消に努めること。	

・生活保護費返還徴収金 55,000 円について全額徴収済(福祉課)

- H14.7.2 15,000 円徴収
- H14.8.2 15,000 円徴収
- H14.8.30 15,000 円徴収
- H14.10.1 10,000 円徴収、計 55,000 円完納

・次の未収金については、電話催促・訪問徴収等の頻度を上げ、回収に努力した結果、減少した。

今後さらに、滞納が高額・長期間のものについては、実効性のある分納計画書の提出を求めるとともに、資産調査を行い差押え等が可能な場合は、法的措置を行い未収金の解消に努める。(維持管理課)

	未収額	回収額	現在未収額
道路占有料	1,020,309 円	64,200 円	956,109 円
港湾占有料	63,345 円	45,020 円	18,325 円
雑入(橋梁補修費)	9,290,000 円	210,000 円	9,080,000 円
計	10,373,654 円	319,220 円	10,054,434 円

監査対象機関等	監査執行年月日		報告公表事項	改善措置結果
	報告公表年月日	報告公表年月日		
鹿本地域振興局	平成14年6月10日 ～12日	平成14年10月28日	<p>県税の未収金(116,136,546円)について、引き続きその解消に努めること。</p> <p>農業改良資金貸付金償還金等の未収金(1,819,607円)について、引き続きその解消に努めること</p>	<p>6月～8月を滞納繰越分整理強化期間とし、催告の強化を図るとともに、夜間臨戸・夜間電話催告を新たに設定した。また、差押え中で未換価物権の整理を行うとともに、滞納処分執行停止要件に該当するものは、速やかにその旨決議することとしている。(執行停止4件 579,694円)</p> <p>今後は、現年度分とともに事務執行計画に従い、滞納額の圧縮に努力する。 平成14年10月末 繰越分未収金 84,218,561円</p> <p>農業改良資金貸付金償還金に係る未収金1,694,000円は平成14年10月17日に全額を回収済み。 農協経営維持安定資金への借り換えができたため、一括返還された。 知的障害者保護費負担金に係る未収金 34,100円は平成14年10月23日に全額を回収済み。 工事前払余剰金返戻に伴う利息金は、平成14年7月10日に全額回収済み。</p>
	平成14年7月1日 ～3日	平成14年10月28日	<p>県税の未収金(222,192,961円)について、引き続きその解消に努めること。</p> <p>農業改良資金貸付金償還金等の未収金(7,307,521円)について、引き続きその解消に努めること。</p>	<p>「平成14年度県税確保強化対策」に基づき、滞納整理の早期着手と厳正な滞納処分の徹底を図っている。 特に、6月、7月、8月は滞納繰越分整理強化期間として、全ての滞納繰越事案について処分状況等の再検討を行い、滞納繰越額の圧縮を図った。</p> <p>・保健福祉環境部(4,644,521円) 生活保護費返還徴収金等の未収金については、債務者の現在地や生活状況を把握し、文書、電話、家庭訪問等により督促を行い、更に回収に努めている。</p> <p>・農林部(2,663,000円) 未収金の解消に本課と農業改良普及センターと連携して指導に努めた結果、2名のうち1名については、8月及び10月に償還(2,094,000円)された。 また、もう1名の未収金(569,000円)については、10月22日の本人へ指導を行った結果、平成14年12月に償還済み。</p>

監査対象機関等	監査執行年月日		報告公表事項	改善措置結果
	報告公表年月日	報告公表年月日		
阿蘇地域振興局	平成14年7月15日 ～16日		県税の未収金(124,196,899円)について、引き続きその解消に努めること。	平成14年度県税確保強化対策実施計画要項を基本に未収金の解消に努めている。(例：日曜・夜間催促を含む滞納者との納税交渉の強化)
		平成14年10月28日	知的障害者保護費負担金等の未収金(3,438,930円)について、引き続きその解消に努めること。	<p>①知的障害者保護費負担金 過年度分の2,772,884円については、本人及び保護者から提出された納付計画書に基づき、本人の年金を管理している施設から確実に納入がなされているので未収金は減収している。(平成14年11月25日現在の未収金は2,421,100円)現年度分の505,600円はすべて納入済みであり未収金なし。</p> <p>②生活保護返還金徴収金 未収金60,000円は納入済みであり未収金なし。</p> <p>③生活保護返納金 未収金100,446円のうち20,000円は納入済み。残りの80,446円については、引き続き債務者の病状、就業状況を確認しつつ納入を促すこととしている。</p>
上益城地域振興局	平成14年7月25日 ～26日		県税の未収金(145,093,987円)について、引き続きその解消に努めること。	「平成14年度事務執行計画」及び「平成14年度県税確保強化対策実施計画」に基づき、適正で効率的な事務執行を図っている。
		平成14年10月28日	生活保護費返還徴収金等の未収金(7,468,805円)について、引き続きその解消に努めること。	生活保護費返還徴収金については、債務者の多くが現在生活保護受給中であることから、通常の訪問活動と併せて催告を行っている。また、管外転出者についても定期的に催告を行っている。なお、債務者死亡のケースについては、相続放棄がなされていないため引き続き催告を行っている。道路占用料の未収金(2件94,428円)については、その回収に努めた結果、平成14年9月末現在において全額回収済み。

監査対象機関等	監査執行年月日		報告公表事項	改善措置結果																		
	報告公表年月日	監査執行年月日																				
八代地域振興局	平成14年7月8日 ～9日	平成14年10月28日	県税の未収金(227,810,786)について、引き続きその解消に努めること。	平成14年度事務執行計画及び県税確保強化対策実施計画等に基づき、滞納整理の促進を図り、未収金の解消に努めていく。																		
芦北地域振興局	平成14年6月17日 ～19日	平成14年10月28日	県税の未収金(46,249,661円)について、引き続きその解消に努めること。	<p>滞納繰越分整理状況 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <td>未収金のうち</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>個人県民税</td> <td>46,249,661</td> </tr> <tr> <td>徴収猶予分</td> <td>36,519,843</td> </tr> <tr> <td>課税免除込議済</td> <td>3,022,500</td> </tr> <tr> <td>執行停止中</td> <td>2,487,000</td> </tr> <tr> <td>滞納整理対象額</td> <td>369,218</td> </tr> <tr> <td>H14.11末収入済額</td> <td>3,851,100</td> </tr> <tr> <td>H14.11末収入率</td> <td>784,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20.4%</td> </tr> </table> <p>個人県民税について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○11月25日に、本庁税務課長を交えて、「芦北地域個人住民税徴収向上対策連絡会議(会長：芦北地域振興局長、理事：管内市町助役、幹事：管内市町税務課長及び振興局税務課長)」を実施し、個人県民税の一層の税収確保のための連携強化を図った。 ○また、管内各市町について「個人県民税高額滞納ヒアリング」を実施し、高額滞納事案の処理方針について、支援・助言を行い、徴収率向上に努めた。 (1回目 8月、2回目 11月の2回実施) <p>個人県民税以外について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度県税滞納整理実施要領に基づき、滞納整理強化期間中(6～8月)集中的に、臨戸等による納税交渉を実施。以後も継続して滞納整理を実施中。 	未収金のうち	金	個人県民税	46,249,661	徴収猶予分	36,519,843	課税免除込議済	3,022,500	執行停止中	2,487,000	滞納整理対象額	369,218	H14.11末収入済額	3,851,100	H14.11末収入率	784,200		20.4%
未収金のうち	金																					
個人県民税	46,249,661																					
徴収猶予分	36,519,843																					
課税免除込議済	3,022,500																					
執行停止中	2,487,000																					
滞納整理対象額	369,218																					
H14.11末収入済額	3,851,100																					
H14.11末収入率	784,200																					
	20.4%																					

監査対象機関等	監査執行年月日		報告公表事項	改善措置結果
	報告公表年月日	報告公表年月日		
球磨地域振興局	平成14年7月11日 ～12日		県税の未収金(108,087,618円)について、引き続きその解消に努めること。	未収金の解消については、早期に適正な滞納処分を実施し、滞納額の圧縮に努める。 (平成14年10月31日現在での未収金額) 96,736,978円
		平成14年10月28日	生活保護費返還徴収金の未収金(1,805,601円)について、引き続きその解消に努めること。	現在、全ケースについて定期的な納入が継続しているが、本庁作成の「生活保護費返還金・徴収金についての未収金取扱方針」に基づき、電話による催告や定期的な家庭訪問等により納入額の増額を図るなど、ケースの実態に即した適切な債権管理を行い、引き続き未収金の解消に努める。 (平成14年11月24日現在での未収金額) 1,503,244円
天草地域振興局	平成14年7月22日 ～23日		平成12年8月に資金前渡された公用車に係る重量税及び保険料が、平成13年8月まで払い出されなかった。 県税の未収金(138,948,457円)について、引き続きその解消に努めること。	各所属ごとに資金前渡管理簿を備え、資金前渡口座への入金から精算までの各段階において逐次点検するよう事務改善を図った。 県税の徴収確保については、県税確保強化対策基本計画に基づき策定された平成14年度県税確保強化対策実施要領により県下一斉に取り組むこととされおり、天草地域振興局において同実施要領に基づき平成14年度天草地域県税確保強化対策を定め、県税の徴収確保に取り組んでいる。 今後とも引き続き未収金の解消のため、県税確保強化対策に掲げた取り組みにより職員一丸となって努力していく。
		平成14年10月28日	土木使用料等の未収金(2,412,628円)について、引き続きその解消に努めること。	土木使用料の未収金については、提出された納付誓約書に基づき、その誓約内容が履行されるよう納付期限前に確認を納付内容にも、誓約内容が履行されない場合には、滞納処分を視野に入れた交渉を行っていくこととしている。引き続き他の未収金についても、各種調査等を行い、引き続き解消に努めている。
			港湾使用料のうち係船料の徴収を行う嘱託職員が1ヶ月間不在であったため、その期間の徴収事務が行われていなかった。	今後、嘱託員が長期不在となる場合には、正職員が徴収事務にあたることとしている。

監査対象機関等	監査執行年月日		報告公表事項	改善措置結果
	報告公表年月日	報告公表年月日		
熊本県税務所	平成14年7月5日		県税の未収金(4,315,982,714円)について、引き続きその解消に努めること	「14年度事務執行計画」及び「14年度県税確保強化対策実施計画」を作成し、具体的な数値目標と方策を定め取り組んでいる。 なお、進捗管理の徹底と税収確保を確保するため、毎月「課長会議」及び「収税部門強化対策検討会」を開催し、状況に応じた対策を講じている。 特に、100万円以上の高額滞納の事案については、平成13年度設置の「特別対策班」が引き続き集中的に管理し、滞納額の圧縮を図ることとしている。
	平成14年10月28日			
熊本農政事務所	平成14年5月22日		農業改良資金貸付金償還金の未収金(1,323,000円)について、その解消に努めること。	未収金は全額回収しました。(平成14年9月19日入金済)
	平成14年10月28日			
熊本土木事務所	平成14年5月28日 ～29日		道路占用料等の未収金(3,144,934円)について、引き続きその解消に努めること。 港湾使用料について、許可後速やかに収入調定がなされていない。	定期的に納入の催告(電話催告又は臨戸徴収)を行った結果、現在までに261,357円の収入があった。今後も、引き続き未収金の解消に努める。 収入調定は前月の実績報告を基に作成しており、報告がある翌月の10日以降、速やかに収入調定するよう事務処理の改善を図った。
	平成14年10月28日			